

リーフレットの改版について

業宇委員会

2019.12.03

現行 2019年4月Ver Vol. 6



改版 2020年1月Ver Vol. 7



アルコール検知器協議会 NEWS Vol.6 2019 APR

2019年(平成31年)4月現在、認定マークを取得した企業は8社です。

<p>中興自動車工業(株) 「ソシアック」シリーズ</p> <p>▲SC-103 ▲SC-202 ▲SC-162 ▲SC-103 ▲SC-302</p>	<p>京海電子(株) 当社独自のメタナンス検量(センサー交換)で高精度を保ちます。</p> <p>▲AIC-PRO2 ▲AIC-mini3 ▲AIC-Mobile2</p>
--	--

<p>(株)タニタ 「ALBLO」シリーズ</p> <p>▲ALB-110 ▲EA100 ▲FC1000 ▲FC1200 ▲FC300 FC1008D FC1200F</p>	<p>サンコーテクノ(株) 多機能業務用アルコール検知器 ▼ST-9000</p>
---	---

<p>フィガロ技研(株) デジタルアルコールチェッカー フォゴプロ FALC-11</p>	<p>(株)パーマンコーポレーション アルコール濃度を0.01mg/lから検知。</p> <p>アルコールチェッカー PAC30</p>	<p>(株)ハイ・アール スマートフォン連動型のアルコールチェッカー アルキア</p>
---	--	---

テックウェルインターナショナルジャパン(株) アルコールチェッカー i-checker

▲IT-001 ▲IT-001A ▲IT-003

アルコール検知器協会からのお願い

アルコール検知器のセンサーは、使用によって劣化するものであり、その劣化・使用回数には関係なく、必ず定期的な交換、メンテナンス、検知器の買い替え等をして頂く必要があります。

協会に関する事は事務局へ、個々の製品については下記の加盟各社にお問い合わせください。

※販売事項 本特許は、型式の認定(検定)取得であり、市場にあり得るが認定がなされていない場合があります。協会員企業により認定(検定)取得した商品によって製造しているものも限られ、個々の企業が対応する場合があります。アルコール検知器協会はそれを受けません。

「アルコール検知器協会」加盟21社一覧 ※2019年(平成31年)4月1日現在

- | | | |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ●文明理化学工業株式会社 / TEL:044-633-6930 ●サンコーテクノ株式会社 / TEL:06-7136-9355 ●株式会社藤野計器製作所 / TEL:03-3634-7331 ●新コスモス電機株式会社 / TEL:04-5109-2111 ●株式会社タニタ / TEL:03-9666-2111 ●テックウェルインターナショナルジャパン株式会社 / TEL:06-4706-2302 ●中興自動車工業株式会社 / TEL:06-6443-9126 | <ul style="list-style-type: none"> ●株式会社アートテック / TEL:03-6705-7090 ●タニシロ株式会社 / TEL:0120-616-447 ●京海電子株式会社 / TEL:03-4411-6725 ●株式会社東洋マテック製作所 / TEL:079-4624-0811 ●コムシステムズ株式会社 / TEL:03-9494-6410 ●ドレーダール・ソフトウェア株式会社 / TEL:03-4447-7171 ●NISSEIエアテック株式会社 / TEL:06-7176-7911 | <ul style="list-style-type: none"> ●株式会社キートン・センシング・アジア / TEL:03-6333-2750 ●株式会社パーマコーポレーション / TEL:0120-202-400 ●株式会社ハイ・アール / TEL:06-9444-6811 ●フィガロ技研株式会社 / TEL:072-724-2560 ●前野技術工業株式会社 / TEL:049-944-4516 ●名教授コンテック株式会社 / TEL:053-878-1116 ●株式会社サナテック / TEL:0774-94-4511 |
|---|---|--|

J-BAC アルコール検知器協議会 事務局(サンコーテクノ株式会社内) 〒270-0107 千葉県津山市西深井1028-14 TEL:04(7155)6300 FAX:04(7155)6325 Email: info@j-bac.org

アルコール検知器の品質向上と普及を通じて、飲酒運転根絶と健康管理を提唱。

「アルコール検知器協会」



2015年(平成27年)4月8日に、国や運輸業界から強い要請を受け、アルコール検知器の製造・販売に携わる企業によって、「アルコール検知器協会」が発足しました。

飲酒運転による死傷事故が大きな社会問題になる中、過度な飲酒による健康障害も深刻化し、アルコール検知器の役割がますます重要なものになりつつある今日、その技術・品質の向上とともに、飲酒問題への対処・防止に対する正しい知識を啓発してまいります。

「アルコール検知器協会」とは

- 団体名/アルコール検知器協議会
- 英文名/Japan Breath Alcohol Testing Consortium(略称/J-BAC)
- URL/http://www.j-bac.org

設立の目的	活動内容
<ul style="list-style-type: none"> ●アルコール検知器の技術、品質の向上 ●アルコール検知器の普及啓発、地位向上 ●大量採取等による飲酒問題の根絶 ●自動車等の飲酒運転の根絶 等 	<ul style="list-style-type: none"> ●検知器の利用と活用に拘わる普及啓発 ●検知器の技術・品質向上のための調査研究 ●飲酒運転防止に関連する法令の周知・広報 ●専門知識を用いた交通安全の促進・普及 等

国土交通省をはじめとした各省庁や関連機関・団体と連携しながら、皆様のお役に立てる活動を実施・継続してまいります。



アルコール検知器協議会 ～検定合格(型式認定)ガイドライン～

協議会では、アルコール検知器の技術及び品質の向上を目指して、各種要件(技術・品質・販売)を満たしたものを「検定合格(型式認定)」機器としています。

アルコール検知器検定/技術に関する要件

「性能試験成績表」を提出し、定められた試験項目において適合しているかを証明しなくてはならない。

性能試験成績表

お問い合わせ先
TEL: 03-5561-0200
FAX: 03-5561-0201

1. 試験機名: 型式番号: 製造年:

2. 試験場所: (試験機名)

3. 試験日: 試験時間: 試験場所: 試験者:

4. 試験項目

項目	試験内容	試験結果
1	検定項目	合格
2	検定項目	合格
3	検定項目	合格

5. 備考

一定環境下での測定データ、干渉ガスの影響結果データなどで、アルコール検知器の性能を証明することが必要になります。

※この性能試験成績表は申請企業自身が作成したものであり、外部機関が作成したものではありません。
今後(2017年度中)、外部機関による評価試験に移行する予定です。

アルコール検知器検定/品質管理に関する要件

申請時に、該当する製品の品質保証体系、トレーサビリティについて明記しなければならない。

1. 製造サイト(諸国)
2. 検査の概要(使用する装置や使用するガスの方式について)
3. 製造～販売におけるトレーサビリティ

アルコール検知器の品質管理を正しく行っていることの証明が必要となります。

項目	内容
1. 品質保証体系	品質保証体系の概要(ISO 9001等)を記載する。
2. 検査の概要	検査の概要(使用する装置や使用するガスの方式について)を記載する。
3. 製造～販売におけるトレーサビリティ	製造～販売におけるトレーサビリティを記載する。

アルコール検知器検定/販売ガイドラインに関する要件

操作説明書等に、以下16項目に対する内容が記載されていなければならない。
(ただし、自主検定の間は、ホームページ、カタログでも可とする。)

1. 道路交通法第65条第1項「何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない」と遵守事項が定められています。本器のデータは飲酒の有無を判断するための一つの判断材料であって、運転の可否を判断するものではありません。測定結果に基づいて、車両の運転や機器の操作などを行って良いか否かの判断に対して、本器の製造者、および販売に携わる関係者は一切責任を負いません。との意味合いで記載されているか。
2. アルコール検知器のセンサーは、使用によって劣化するものであり、半永久的に使用できるものではありません。との意味合いで記載されているか。
3. 購入後の使用回数と期間について説明しているか。
4. 使用環境、保管環境(屋内、屋外、寒い、熱い、湿度等)の制限事項を説明しているか。
5. 購入後の修理、メンテナンス、校正について説明しているか。
6. 電源電圧変動が性能に影響を与える場合きちんと説明しているか。
7. 呼吸の吹きかけ方法について説明しているか。
8. 呼吸の測定器具(ストロー、マウスピース等)について説明しているか。
9. 呼吸を吹きかける場合、距離や角度について説明しているか。
10. 測定原理(センシング方式)について説明しているか。
11. 測定単位(mg/L)について説明しているか。
12. 測定範囲(0,000の定義、マスクング範囲)について説明しているか。
13. 残気ガスについて適切な表現がされているか。(インターバル・復帰時間等)
14. 測定結果の記録保持について説明しているか。
15. 測定非対象物(干渉成分)について説明しているか。
16. 測定非対象物(干渉成分)が検知された場合の対応を説明しているか。

現行の活動実態にあわせて変更

主な差分は以下

1. 外部検定品Verに変更
2. 直近の啓発活動追加
3. 外部機関の情報追加（CERI承認が必要）
4. 監査方式の概略（現地&抜き取り）

年始挨拶で使えるよう年明け完成・配布開始を目指す



アルコール検知器協議会 NEWS

Vol 7
2019.JAN

2020年1月現在、認定マークを取得した企業は6団体・17です

中央自動車工業 (株) 「ソシアック」シリーズ

▲SC-103 ▲SC-202 ▲SC-402 ▲SC-403 ▲SC-302

東海電子 (株) 当社独自のメンテナンス制度(センター交換)

(株) タニタ

▲EA100 ▲FC1000 ▲FC1200 ▲FC900
FC1008D FC1200F

サンコーテクノ (株) 多機能業務用アルコール検知器 ▼ST-3000

ファイガロ技研 (株) デジタルアルコールチェッカー フォゴプロ FALC-11▶

(株) ハイ・アール

アルコール検知器体験イベント・アルコール基礎・検知器活用講座



「アルコール検知器協議会」加盟21社一覧 ※2018年(平成31年)4月1日現在

- 光明理化学工業株式会社 / TEL044-833-8900
- サンコーテクノ株式会社 / TEL047-135-8055
- 株式会社録音計器製作所 / TEL03-3834-7331
- 新コスモス電機株式会社 / TEL06-6308-2111
- 株式会社タニタ / TEL03-3988-2111
- テックウェルインターナショナルジャパン株式会社 / TEL06-4706-2800
- 中央自動車工業株式会社 / TEL06-6443-6829
- 株式会社データテック / TEL03-5703-7060
- テレニシ株式会社 / TEL0120-105-447
- 東海電子株式会社 / TEL03-6417-8725
- 株式会社東洋マーク製作所 / TEL078-924-0811
- ドコモシステムズ株式会社 / TEL03-3490-6610
- ドレーグル・セフトイー ジャパン株式会社 / TEL03-6447-7171
- NISHHAエアイス株式会社 / TEL06-7176-3911
- 株式会社ネモト・センサエンジニアリング / TEL03-3333-2780
- 株式会社バーマン・コーポレーション / TEL0120-202-800
- 株式会社ハイ・アール / TEL06-6948-8011
- ファイガロ技研株式会社 / TEL078-728-2580
- 前野技研工業株式会社 / TEL048-694-8518
- 名歌EJエンジニア株式会社 / TEL052-678-1116
- 株式会社サノコ計測 / TEL0774-464511



事務局(サンコーテクノ株式会社 内)
〒270-0107 千葉県流山市南深井1028-14 TEL04(7155)6300 FAX04(7155)6325
E-mail: info@j-bac.org

a18070670

アルコール検知器の品質向上と普及を通じて、飲酒運転根絶と健康管理を提唱。

「アルコール検知器協議会」



2015年(平成27年)4月8日に、国や運輸業界から強い要請を受け、アルコール検知器の製造・販売に携わる企業によって、「アルコール検知器協議会」が発足しました。
飲酒運転による死傷事故が大きな社会問題になる中、過度な飲酒による健康障害も深刻化し、アルコール検知器の役割がますます重要なものになりつつある今日、その技術・品質の向上とともに、飲酒問題への対処・防止に対する正しい知識を啓発してまいります。

「アルコール検知器協議会」とは

- 団体名/アルコール検知器協議会
- 英文名/Japan Breath Alcohol Testing Consortium(略称/J-BAC)
- URL/<http://www.j-bac.org>

設立の目的	活動内容
<ul style="list-style-type: none"> ●アルコール検知器の技術、品質の向上 ●アルコール検知器の普及啓発、地位向上 ●大量摂取等による飲酒問題の根絶 ●自動車等の飲酒運転の根絶 等 	<ul style="list-style-type: none"> ●検知器の利用と活用に拘わる普及と啓発 ●検知器の技術・品質向上のための調査研究 ●飲酒運転防止に関連する法令の周知・広報 ●専門知識を用いた交通安全の促進・普及 等

国土交通省をはじめとした各省庁や関連機関・団体と連携

しながら、皆様のお役に立てる活動を実践・継続してまいります。

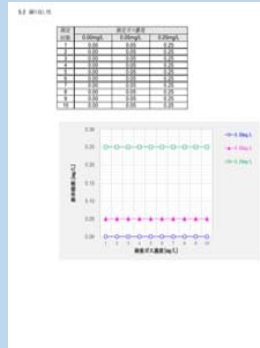
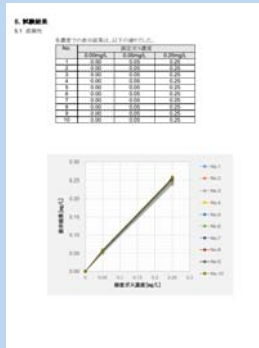


アルコール検知器協議会 検定制度の仕組み

当協議会は、アルコール検知器の技術及び品質の向上を目指して、認定制度（機器認定）を設けています。認定企業の監査および機器の試験を一般財団法人化学物質評価機構(*)に委託しています。

3. 技術規格JB00001-2017 適合性証明試験

3種類の試験に合格すれば、認定



4. 適合性証明 結果報告書

測定項目	測定結果	判定
校正試験	合格	合格
精度試験	合格	合格
検定試験	合格	合格



(*)一般社団法人化学物質評価研究機構 (CERI)



1. 検定制度の流れ

書面審査と、現地監査が必須

1. 原産国、品質管理体制等を明記、申請する。
2. 仕様書もしくは取扱説明書を添付する
3. 検知器の検査や出荷工場を指定する
4. 第三者(*)による現地監査を受ける
5. 対象機器を出荷ラインからランダムで抜き取り



2. 消費者・企業・団体・行政への説明責任

販売ガイドラインへのコミットメント

アルコール検知器の認定を受ける企業は、製品の仕様や取扱について、以下のことを必ず書面で説明しなければなりません。

- 1) 道路交通法第 65 条第 1 項「何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない」と遵守事項 が定められています。本器のデータは飲酒の有無を判断するための一つの判断材料であって、運転の可否を判断するものではありません。測定結果に基づいて、車両の運転や機器の操作などを行って良いか否かの判断に対して、本器の製造者、および販売に携わる関係者は一切責任を負いません。との意味合いで記載されているか。
- 2) アルコール検知器のセンサーは、使用によって劣化するものであり、半永久的に使用できるものではありません。との意味合いで記載されているか。
- 3) 購入後の使用回数と期間について説明しているか。
- 4) 使用環境、保管環境（屋内、屋外、寒い、暑い、温湿度等）の制限事項を説明しているか。
- 5) 購入後の修理、メンテナンス、校正、買い替えについて説明しているか。
- 6) 電源電圧変動が性能に影響を与える場合きちんと説明しているか。
- 7) 呼気の吹きかけ方法（距離、角度等）について説明しているか。
- 8) ストロー、マウスピース等を使用する場合は、その器具について説明しているか。
- 9) 測定単位 (mg/L) について説明しているか。
- 10) 測定範囲 (0.000 の定義、マスキング範囲) について説明しているか。
- 11) 残気ガスについて適切な表現がされているか。(インターバル・復帰時間等)
- 12) 測定結果の記録保持について説明しているか。
- 13) 測定非対象物（干渉成分）について説明しているか。
- 14) 測定非対象物（干渉成分）が検知された場合の対処を説明しているか。